

「第三セクター等指導調整指針」改正案 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>1～2 (略)</p> <p>3 法人の今後のあり方を踏まえた見直し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 今後のあり方の基本的分類</p> <p>前項の2つの視点からの検証結果を踏まえた法人の今後のあり方については、次の4つの基本的分類が考えられる。</p> <p>I 「法人の自立化」</p> <p>《県としての必要性が高く、自立度が高い場合》</p> <p>検証の結果、県としての必要性が高く自立度も高い法人は、早期の法人の自立化を目指す。</p> <p>法人の自立化とは、県からの支援を見直し法人運営の自立化を促進することにより、県から財政的支援、人的支援又はその他の支援を受けることなく事業を展開することが可能な状態である等、県から自立した第三セクターとなることをいう。</p> <p>なお、自立化の達成の判断は、県からの支援の状況だけでなく、法人の健全な運営が継続的かつ安定的に確保されると見込めるか等について、神奈川県働き方・行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が総合的に判断する。</p> <p>II～IV (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 法人の今後のあり方を踏まえた見直し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 今後のあり方の基本的分類</p> <p>前項の2つの視点からの検証結果を踏まえた法人の今後のあり方については、次の4つの基本的分類が考えられる。</p> <p>I 「法人の自立化」</p> <p>《県としての必要性が高く、自立度が高い場合》</p> <p>検証の結果、県としての必要性が高く自立度も高い法人は、早期の法人の自立化を目指す。</p> <p>法人の自立化とは、県からの支援を見直し法人運営の自立化を促進することにより、県から財政的支援、人的支援又はその他の支援を受けることなく事業を展開することが可能な状態である等、県から自立した第三セクターとなることをいう。</p> <p>なお、自立化の達成の判断は、県からの支援の状況だけでなく、法人の健全な運営が継続的かつ安定的に確保されると見込めるか等について、<u> </u>行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が総合的に判断する。</p> <p>II～IV (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>